公　　表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和６年２月２２日

岩倉市監査委員　内　藤　　充
岩倉市監査委員　鬼　頭　博　和

指定管理者監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項に基づく公の施設の指定管理者監査

第２　監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

なお、今回実施する監査対象施設は、平成30年度に指定管理者監査を行っていることから、この際の指摘事項等が改善されているかについての確認も併せて行う。

第３　監査の対象

対象施設	岩倉市生涯学習センター （以下「生涯学習センター」という。）
対象団体	特定非営利活動法人来未iwakura （以下「来未iwakura」という。）
担当部局	教育こども未来部 生涯学習課
監査の範囲	・令和２年４月１日から令和５年３月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務 ・指定管理者指定の手続に係るものは上記以前の期間を含む。

第４　監査の期間

令和５年11月21日から令和６年１月19日まで

第５　監査実施場所

監査委員事務局室及び生涯学習センター

第６　監査の方法

監査の実施にあたっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書等の出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、団体へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかに主眼を置いて監査を実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

第７　監査の着眼点

【 来未iwakura 】

（１）協定書に従い施設を適切に管理しているか。

（２）現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。

（３）指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

（４）指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ他の事業との会計区分は明確になっているか。

（５）実績報告は適正に行われているか。

（６）市民サービスの向上が図られているか。

（７）平成30年度に行った監査における指摘事項等が改善されているか。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

（１）指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。

（２）指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

（３）経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

（４）「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

（５）平成30年度に行った監査における指摘事項等が改善されているか。

第８　監査の結果及び意見

生涯学習センターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【 来未iwakura 】

（１）協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は、協定書に従い概ね適切に管理されていた。

（２）現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。

貸館業務の使用料や講座受講料の収受があるため、日々の業務に必要な釣銭等の現金を一定期間保有しているが、１日のうち正午、16時及び21時の各時点で収納した金額に過不足がないか確認するとともに、金庫にて施錠をして適切に保管していた。

なお、岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第９条により市長が認めたときは使用料を減免することができる。生涯学習センターの利用の多くは、社会教育関係団体や生涯学習サークルによ

る定例的な活動であるが、それらの団体等は、岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則第７条第１項の規定により使用料が減免されていた。なお、岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則別表の「その他市長が公益上必要があると認める団体等」の利用に係る減免は、該当がなかった。

（３）指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第３条第２項の規定により、４期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

（４）指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ他の事業との会計区分は明確になっているか。

①経常費用における事業費と管理費の区分について

指定管理者は、市に対して基本協定書第17条に基づき前年２月末までに翌年度の活動予算書（案）を含む事業計画書を提出し、基本協定書第18条に基づき事業年度終了後30日以内に当該年度の活動計算書（決算書）を含む事業報告書を提出している。指定管理者は、活動予算書（案）と活動計算書において、経常費用（支出）を生涯学習センター事業に係る経費である「事業費」と特定非営利活動法人来未iwakuraの法人運営に係る経費である「管理費」に区分している。このうち、「管理費」に係る令和４年度活動計算書の支出の一部を確認したところ、生涯学習センターの防犯監視業務、建築設備点検・防火設備検査、建物外壁調査に係る費用が含まれていた。これらは、生涯学習センター事業に係る経費であると認められるため、「事業費」とすることが適当であると思われる。ついては、これを機に、経常費用の項目の全てについて、実態に即して適切に事業費と管理費の区分が行われているかの精査を行っていただきたい。

（５）実績報告は適正に行われているか。

①活動予算書等における経常収益計の額と経常費用計の額を一致させていないことについて

活動予算書（案）について、「経常収益（収入）計の額」と「経常費用（支出）計の額」が一致せず、経常費用計の額が経常収益計の額より「予備費」で計上した額の分上回る状況となっていた。このことについて、来未iwakuraによれば、「他の支出科目から予備費分を確保することが難しく、予備費分は来未iwakuraの団体に係る内部留保金を充てることを可能とする運用であるため、このような活

動予算書（案）としている」とのことであった。しかしながら、収支バランスが一見してわかるようにすることで会計経理は適切に管理できるものであるため、「経常収益（収入）計の額」と「経常費用（支出）計の額」が一致する活動予算書を作成するのが基本であると考える。

②活動予算書と活動計算書における予算額を一致させていないことについて

活動予算書（案）には、経常収益・経常費用に係る各項目に「本年度予算額」が記載されている。また、活動計算書には、経常収益・経常費用に係る各項目に「予算現額」が記載されている。この「予算現額」は、当該年度中に流用、補正等を行った後の額が示されているため、活動予算書（案）の「本年度予算額」と一致しない。また、活動計算書には、流用、補正等の額は記載されていない。

年度開始時の「本年度予算額」と決算額を比較することで当初の見込みと実績の差が明らかになり、「本年度予算額」「流用、補正等の額及びその理由」「予算現額」を対照できるようにすることで「本年度予算額」からどのような流用、補正等を行い「予算現額」に至ったのかの経過を確認することができる。ついては、活動計算書には「本年度予算額」、「流用、補正等の額及びその理由」及び「予算現額」を記載するようにしてほしい。

（６）市民サービスの向上が図られているか。

生涯学習サークル、一般の部屋利用者、生涯学習講座受講者及び市民の講座企画運営担当の各代表者と事務局による意見交換の場である利用者会議は、令和４年度は３回開催されていた。施設・備品等への要望やその他個別の問題について協議され、利用者の意見等の把握や対応に努めている。

また、定例利用の生涯学習サークル及び社会教育関係団体と生涯学習センターの運営管理等について意見交換を行う生涯学習サークル等意見交換会は、令和４年度に始めて開催した。生涯学習センターフェスティバルや会員募集の広報掲載についての質問や施設予約の改善についての意見を聴いていた。

生涯学習サークルの活動を育成、支援する岩倉市生涯学習センターフェスティバルは、参加団体等から選任された実行委員が企画運営し、各サークルの活動発表や作品展示、体験等を行うことにより、サークル活動の充実や交流を促進し、他のサークルへの興味や参加意識の向上に役立てられていた。

利用者アンケートは、部屋（子供ルームを含む。）の利用者や講座の受講者に対して実施し、施設の満足度を回答していただくとともに、要望の把握に努めていた。

生涯学習相談事業を令和４年３月から開始し、市民の多様な学習活動に応えるため学習情報の提供や相談を受ける窓口を開設し、生涯学習講座の状況やサークル活動についての問合せ等に対応していた。

（７）平成30年度に行った監査における指摘事項等が改善されているか。

①「指定管理料は、年度協定書第３条第２項の規定により、４期に分けて支払われている。監査の対象期間においては、平成28年７月に支払うべき平成28年度の第２期分の指定管理料が、事務の遅延により同年の８月に支払われている事案があった。事務手続の進行管理を徹底し、協定書の遵守に努められたい。」という指摘について

令和２年度から令和４年度までの指定管理料については、年度協定書に定めた時期に支払いが行われていることを確認した。

②「予算決算上の問題点としては、例年、予算流用が多く発生していることが挙げられる。経費削減の観点から必要最小限の予算計上としているため流用が多く発生するとのことであるが、合理的に作成されているはずの予算は流用を前提とするものではない。団体の経理規程第37条においても各科目間の流用は「予算執行上やむを得ない場合」に限定しているため、当初予算策定時の積算を精査し、極力、流用しない運用をするよう留意されたい。」という指摘について

指定管理者からは、「予算作成時には、予算執行状況や新年度の事業予定、最低賃金の改正に伴う人件費の算定等各支出項目で精査を行い、予算配分は、必要最小限の支出として配分している。また、租税公課は、収支ゼロとして計上している。よって、少額の不足で流用が発生することとなり、利益が出た場合は、租税公課予算が不足し流用となる。流用が最小限となるよう留意しているが、今後は、さらに精査した予算計上に努める必要があると考えている。

令和２年度の流用について

流用件数等	10件、373,000円（費用総額に対する割合は0.93%、なお、コロナ関連費108,990円を除く割合は0.66%）	
主なもの	１事業費	⑧消耗品184,000円・・・このうちアルコー

		ル等コロナ関連費用は108,990円
	２管理費	⑥修繕費63,000円・・・修繕箇所の増加

令和３年度の流用について

流用件数等	９件、333,000円（費用総額に対する割合は0.75%、なお、人件費150,070円を除く割合は0.41%）	
主なもの	１事業費	②パート職員賃金等99,000円・・・前年度の愛知県最低賃金の増加が１円であり、予算計上時は10円の上昇として計画したが実際は28円の増加となり、10月からのパート職員の勤務時間4353.5時間の20円分87,070円が見込み違いとなった。 ⑪修繕費26,000円・・・１件の修繕費が高額だった。
	２管理費	③パート職員賃金等63,000円・・・コロナ関連・水の販売等業務時間の増加

令和４年度の流用について

流用件数等	５件、278,000円（費用総額に対する割合は0.58%、なお、租税公課191,000円を除く割合は0.18%）	
主なもの	１事業費	⑰租税公課191,000円・・・市の光熱費支援金2,159,409円に対する消費税分及び決算利益分に対する法人税137,700円による増加。

」

との回答を得た。

③「実績報告書には各年度の収支決算書も含まれるが、指定管理者選定時のプロポーザルの際に提出された「生涯学習センター運営費収支計画」の指定管理料の積算内訳と項目が異なるため、経費が提案された通りの使い方をされているかの比較検討ができない状況であった。

また、基本協定書第５条第３項では「指定管理料を管理運営業務以外の業務の経費に使用してはならない。」と規定されているがその確認もできず、引いては指定管理料が足りているのか、不足しているのかという指定管理料の適正性が判断できない。

このことは前述した流用の発生にも関係してくると思われるので、プロポーザル時も含めて、予算決算の組み方について精査することを検討されたい。」という指摘について

指定管理者からは、「プロポーザル時の予算作成時は、平成30

年度監査の指摘を受けて項目を精査したが、収入の（１）指定管理料は、令和２年度予算作成時に、愛知県の平成29年８月発行の「特定非営利活動法人の手引き」に準拠するため、（１）市受託事業収益に変更した。」との回答を得た。

④「来場者アンケートの結果等を参考に、今後もサークル活動のさらなる活性化のためにより効果のあるイベントとなるよう企画運営を期待する。」という指摘について

指定管理者からは、「生涯学習センターフェスティバルの企画運営は、サークルや社会教育関係団体、講座企画委員の８人による実行委員会で運営している。会議では、アンケート結果の反映や建設的なアイデアにより魅力あるイベントを計画している。また、利用者会議でも議題とし意見交換している。」との回答を得た。

⑤「担当部局との会議や協議事項などの記録を作成しているが、団体内部での供覧で完結し担当部局への提出はしていない。問題点などの情報共有のため、協議記録を担当部局に提出することを推奨する。」という指摘について

指定管理者からは、「モニタリングとして月１回の業務報告と現地での運営状況の把握を行うとともに、協議事項を書類で提出している。」との回答を得た。

⑥「生涯学習センターの会議室等は、サークル等の活動内容や目的により適した部屋を各団体が選択して利用されている。部屋の稼働率に差が生じることは当然であり、現在も予約が重なった時などに調整や部屋の融通をしているとのことであるが、可能であれば料理室、工芸室、和室など特殊な用途や設備を持つ部屋を他の用途に転用する工夫を検討するなど、今後も空き部屋等の有効活用に努められたい。」という指摘について

指定管理者からは、「工芸室の利用促進では、スタジオに空きがなく利用ができない場合に、健康体操や軽運動での利用を工芸室で利用できるように市と協議し利用拡大した。料理室では、講座の利用を多く考えている。和室については、会議室の空きがない場合に利用者に利用の提案をしている。」との回答を得た。

⑦「平成29年度の収入支出の決算額の差額である当期の利益は、372,665円であった。それにより、法人を設立し生涯学習センター

の指定管理業務を担うようになった平成21年度からの繰越利益は、平成29年度末で4,212,316円となっている。光熱水費以外の部分の指定管理料の精算はしないため、収支差額である剰余金は黒字の決算を計上する限り増え続けることになる。この内部留保金はどこまでが指定管理料に該当するものなのか明確でなく、その取扱いについては明文化されたものがないが、保有する限度額や用途、指定管理期間終了時の処分方法などは、当指定管理者の非営利的性格を考慮して、市と指定管理者の合意によりあらかじめ決めておく必要があるのではないだろうか。今回の監査対象ではないが、当団体の平成30年度予算では、NPO法人としての事業計画の策定費用として委託料が計上されている。内部留保金をその費用として充てる旨団体から説明があったが、第三者委託として市への報告はされていない。NPO法人の事業計画であり施設管理に関するものではないので市への報告は不要であるとの見解であったが、指定管理料を含めた予算の中で発注するものであるため、市への報告が必要な可能性がある。団体の経営全般にわたるものまで監査委員の監査権限は及ばないが、団体運営と指定管理業務に関する会計区分が明確でないこともその辺りの判断があいまいになる要因である。それも踏まえて、剰余金の取扱いと処分については、今後の課題として認識されたい。」という指摘について

指定管理者からは「特定非営利活動法人として、多額の内部留保金は必要がないと考えている。今後どのようにしていくか現在は検討していない。」との回答を得た。

⑧「モニタリング結果については、監査時点で平成29年度分が未実施であったため、平成27・28年度分の確認をしたが、指定管理者の自己評価、生涯学習課の評価とも２年連続で全く同じ結果であった。一定レベル以上の適切な事業運営をしていると評価できるが、より高いレベルを目指し前年より少しでも評価が上がるよう今後も努められたい。」という指摘について

指定管理者からは「事業計画の目標に向かい各事業の推進を図るとともに、モニタリング評価の指摘事項や課題の解決に向け職員が共通の認識で管理運営を進めていく。」との回答を得た。

⑨「施設利用者数が平成27年度から毎年約５千人ずつ減少している。講座の内容等により変動があるとは思うが、その原因を分析し、具体的な対策を講じる必要があると思われる。より魅力のある講座やイベント等の企画を期待する。」という指摘について

指定管理者からは、「魅力ある講座の開催には、すべての講座で終了時アンケートを取り受講者の要望把握に努めるとともに新聞等各種情報を注視している。また、講座やイベント開催に当たっては、ボランティア等と協働して企画運営を行っている。」との回答を得た。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

（１） 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の告示から指定の告示までの手続は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に従い、適正であった。

（２） 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

当該指定管理者は、生涯学習センターの供用開始以来、継続して指定管理者として当施設の管理運営をしている。その間に培った経験により、変化する市民ニーズにも対応しながら施設の設置目的や趣旨に沿った運営をしている。

（３） 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

令和２年３月13日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結しているが、これらの協定書の内容は概ね適正であった。

（４） 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

指定管理者、施設所管課及び指定管理者評価等委員会による評価は、令和２年度から令和４年度までのものを確認したが、先に指摘した指定管理者の適切でない事務処理（経常費用における事業費と管理費の区分等）がモニタリングにより把握することができなかったことを除き、指定管理者の履行確認、効果の測定は概ね適正に行われていると認められた。

（５）平成30年度に行った監査における指摘事項等が改善されているか。

①「指定手続条例（岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例）第５条の規定により「岩倉市公の施設に係る指定

管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第４条に規定する事項を告示しなければならないが、それがなされていなかった。指定等の告示は公の施設の指定管理者が決定したことを広く一般に知らしめるために重要な手続であるため、確実に実施することを求める。」という指摘について

令和２年４月１日以降の指定期間に係る岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第４条に規定する事項の告示は、令和元年12月27日付で行われていることを確認した。

②「基本協定書において「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を「手続条例」と略しているが、「岩倉市行政手続条例」と明確に区分するため「指定手続条例」などとすることが望ましい。」という指摘について

令和２年３月13日付けの基本協定書において「指定手続等条例」と略していることを確認した。

③「公金の徴収事務については、地方自治法施行令第158条第１項の規定により使用料等の徴収、収納の事務を指定管理者に委託する場合、同条第２項に規定する告示が必要であるがなされていなかった。委託契約書を交わしていないことについては、行政上の協定書の法的性質は民事上の契約であると解すると、当協定書の締結により歳入の私人への徴収事務委託契約はなされているという見方もできるが、委託した旨の告示は必要である。早急に対処されたい。」という指摘について

令和２年４月１日以降の指定期間に係る使用料等の徴収、収納の事務を指定管理者に委託する場合に必要な告示は、令和２年３月30日付で行われていることを確認した。

④「事業報告書の提出期限については、指定手続条例第７条においては「毎年度終了後30日以内」と規定されているが、基本協定書においては「手続条例第７条の規定に基づき、毎事業年度終了後、市の出納閉鎖期日までに」とされている。指定手続条例を遵守するよう運用されたい。」という指摘について

令和２年３月13日付の基本協定書18条において「毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を提出しなければならない。」と定めていることを確認した。

⑤「自主事業を実施する場合の参加者からの徴収金額については、事前に市との協議が必要である。自主事業である「学びの郷」の参加者負担金については口頭での打合せを担当部局と実施した旨報告があったが記録が残されていない。担当者の異動や情報共有のため、文書で記録を残すことが望ましい。」という指摘について

指定管理者からは、「自主事業は、事前に書面で協議している。」との回答を得た。

⑥「半期ごと及び年度末に実績報告書が指定管理者から提出されるが、その中に含まれる収支決算書の各項目について内訳等の詳細の確認をしていなかった。前述した多発する流用についても事後報告だけであるが、適正な対応であるか、期中の確認が必要であると考える。」という指摘について

市からは、「予算流用は、ほとんどが年度後半に行われており、内訳については実績報告書で提出されているため、期中の確認はできていない。」との回答を得た。

⑦「基本協定書第８条に規定する第三者への委託業務については、同条第２項の規定により業務内容、業者名等の報告を指定管理者から受けている。一部において、業務結果の報告がされていないものがあったが、同条第３項に規定する第三者への委託の適正性を判断するため、全ての点検等の実施結果を確認されたい。」という指摘について

第三者への委託業務の点検等の実施結果は、指定管理者から市に報告されていることを確認した。

⑧市は公の施設の設置者として、また、指定管理者による管理という意思決定を行ったものとして、その指定管理者が確実に所定の業務を行っているかを確認する必要がある。そのためにはモニタリングの実施が非常に重要である。半期ごとに提出される実績報告書や年度全体の実績報告書とは別に、生涯学習センターの管理、運営、事業等の評価・検証をするモニタリングは年に１度、指定管理者と担当部局により実施されている。これは前年度の管理状況や事業等についての評価であるが、モニタリングの実施時期が翌年度の12月であるため、評価結果を当年度事業に反映させることが難しい。年度の実績報告書が５月末までに提出されるので、その後遅滞なく実施する等、より効果的な実施時期を検討されたい。」という指摘に

ついて

「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づき、指定管理者及び生涯学習課によるモニタリングを行い、その後指定管理者評価等委員会による調査審議が行われ、令和３年度分の事業評価書は令和４年10月31日に市から生涯学習課に送付され、令和４年度分の事業評価書は令和５年８月４日に市から生涯学習課に送付されていることを確認した。

⑨「指定管理者の指定の際の告示並びに使用料の徴収、収納事務の委託の告示をしていないことは大きな問題である。特に、指定管理者の公募から候補者の選定、議会での議決、指定管理者の指定の告示及び協定締結という指定管理者の指定に係る事務は、長期にわたり施設の管理に関する権限のほとんどを指定管理者に委ねるという重要な行政処分に関わるものであり、誤りがあってはならないものである。指定手続のフローチャートやチェックリストを作成する等、遺漏なく確実に事務を進める仕組みを構築されたい。」という指摘について

市からは、「担当者間でフローチャートの引継ぎを行っている。」との回答を得た。

第９　総括

今回の監査対象は、生涯学習センターの開館当初から指定管理者として継続して指定されている来未iwakuraであったが、長年の実績と経験があり、日々の運営状況に大きな問題は発生していなかったが、この監査を通して、指定管理者又は市に検討していただきたいこと等についての意見を述べる。

一部の生涯学習講座は、会場での対面講座とオンライン講座を同時に開催している。この場合、会場での対面講座の受講料は徴収するものの、オンライン講座の場合は徴収していない。この理由について、指定管理者によればオンライン講座は通信状況により途中で視聴できなくなる可能性があること、また、紙での資料を配布する必要がないためということであった。オンラインによる生涯学習講座の実施は、市民に多様な形で学習機会を提供することにつながり、今後も必要な取組であると考えるが、オンラインであっても講座提供の対価として受講料を徴収することは必要なことであると思われる。現在は、会場での対面講座の応募は定員を上回り、オンライン講座の応募は定員を下回っているため、特段の問題は生じていないが、将来的にオンライン講座の数や受講者数が増えた場合に、講座の開催に必要となる収入が確保できなくなる恐れがある。市と指定管理者で協議し、必要に応じて「岩倉市

生涯学習講座受講料に関する要綱」にオンライン講座の受講料に関する規定を定める等将来に備えた対応を始めた方がよいと思われる。

施設の利用状況のうち、生涯学習講座は令和２年度から令和４年度までいずれも定員を大幅に上回る申込者があり（令和４年度の場合、定員2,455人に対し3,933人の申込）好調である一方で、生涯学習センターで定例的に活動するサークル（生涯学習サークル）の数については、平成27年度は102団体であったのに対し、令和元年度は87団体、令和４年度は72団体となり大幅に減少している。この主な要因は、指定管理者によれば、コロナ禍により料理等の複数のサークルの活動が休止したこと、サークル会員の高齢化や固定化、新規加入者の減少等により会員の数が減少し、市内在住・在勤の人が会員のうち10名以上いなければならない生涯学習サークルの要件を満たさなくなったこと等によるとのことであった。この「市内在住・在勤の会員数10人」の要件については、今日に至る様々な要因により定められたものであるとは思うが、一方で趣味が多様化、個別化している現代において、この要件を満たすことはややハードルが高いように感じるので、本市の生涯学習の振興の観点からこの要件が適切かどうかを検討していただくことを推奨する。

施設の利用者数は、コロナ禍前においても減少傾向であった（平成27年度の123,332人をピークに平成30年度は116,860人）ため、今後、平成27年度の利用者数まで回復することは困難が予想される。一方で、生涯学習センターは、市の公共施設の中で比較的新しい（平成22年１月４日供用開始）施設であり、かつ、多くの市民が利用しやすい市の中心部に位置し名鉄岩倉駅と直結していることから利便性が高く、生涯学習活動の拠点施設として潜在的な可能性を秘めた施設であるといえる。市民の中には、生涯学習に対する意欲がありながらきっかけが作れない人等生涯学習活動との接点が少ない人は未だ多く存在すると思われる。これまで以上に施設の認知度を高めるように努めながら、生涯学習講座、生涯学習サークルを始めとした活動等の情報発信に努めることで多くの市民を施設に呼び込み、生涯学習活動に関わる市民のすそ野を広げることで生涯学習センターが持つ潜在的な可能性を広げていただきたい。

第１０　指定管理に係る事業等の概要

１　監査対象団体の概要

（１）団体名　特定非営利活動法人来未iwakura

（２）代表者　理事長　井上　剛

（３）設立の目的

市民の自発的な学習活動や芸術等の文化活動を支援し、地域のコミュニティ活動を活性化させ、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進める。そして、これらの活動を通じた「なかま」との協働によるまちづくりを推進し、きたる未来に向けて市民とともに「人間らしく豊かな感性をもって人々が集うまち」を目指していく。

（４）設立年月日　2009年（平成21年）１月22日

（５）職員数　15人（令和５年12月18日現在）

（６）事業内容

（ア）生涯学習講座の企画、募集、運営事業

（イ）サークル振興事業

（ウ）公民館の運営事業

（エ）まちづくりの推進・支援事業

（オ）男女共同参画促進支援事業

（カ）子どもの育成支援事業

２　指定管理業務の内容

特定非営利活動法人来未iwakuraは、令和２年４月１日から令和７年３月31日まで生涯学習センターの指定管理者の指定を受け次の業務を行っている。なお、指定管理者として最初の指定期間は平成22年１月１日から平成24年３月31日までであり、以降、継続して指定を受けている。

・生涯学習に係る講座等の開催に関すること。

・生涯学習関係者の研修及び生涯学習指導者の養成に関すること。

・生涯学習に係る調査研究及び情報の収集提供に関すること。

・生涯学習の相談に関すること。

・生涯学習の活動のため、施設の使用に関すること。

・設置目的（実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）を達成するために必要な事業

・生涯学習センターの利用の許可等に関する業務

・生涯学習センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

・生涯学習センターの使用料の収納に関する業務

・以上のほか、教育委員会が必要と認める業務

（１）指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定		・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・岩倉市教育委員会の所管する岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 ・岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則 ・岩倉市公共施設予約システムの利用手続等に関する規則 ・岩倉市生涯学習講座受講料に関する要綱 ・岩倉市生涯学習サークルの登録に関する要綱	
基本協定書締結年月日		令和２年３月 13 日	
指定期間		令和２年４月１日～ 令和７年３月 31 日	
選定方法		公募型プロポーザル方式	
指定管理料	予算額	45,500,000 円（令和４年度）	44,700,000 円（令和３年度）
	決算額	45,500,000 円（令和４年度）	44,700,000 円（令和３年度）
実績報告書提出日		令和５年４月26日(令和４年度)	令和４年４月27日(令和３年度)

（２）協定の内容等（令和４年度）

修繕料	修繕料の費用負担区分	１件 10 万円以下の案件に限り指定管理者が実施する。 緊急やむを得ない場合は、１件 10 万円を超える案件においても、教育委員会と協議の上で、指定管理者が実施することができる。
	１件当たり 10 万円を超える修繕料（市負担分）の実績	なし
	修繕料の精算額	なし
光熱水費	光熱水費の費用負担区分	指定管理料に含まれる。
	光熱水費の精算額	なし。 ただし、電気料金及びガス料金は、原油価格及び物価の高騰の影響により例年の光熱費の額を上回る部分（2,159,409 円）を原油価格等高騰対策指定管理者補助金として市から補助を受けた。
備品購入費	備品購入の費用負担区分	市の負担
	備品購入の実績	小型電気炉　246,400 円 ポータブルＰＡシステム　72,600 円 非接触型赤外線温度計　6,050 円
その他	利用料金制度	採用していない。

（３）収支状況（令和４年度）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	(B)/(A)
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費	49,000	55,000	
(1)正会員受取会費	42,000	48,000	
(2)団体会員受取会費	0	0	
(3)賛助会員受取会費	7,000	7,000	
2　受取寄附金	0	0	
(1)受取寄附金	0	0	
3　受取助成金	0	30,000	
(1)受取助成金	0	30,000	
4　事業収益	47,544,000	47,968,409	
(1)市受託事業収益	47,184,000	47,659,409	
(2)市民活動事業収益	360,000	309,000	
5　その他収益	131,000	53,185	
(1)受取利息	1,000	125	
(2)雑収益	130,000	53,060	
経常収益計	47,724,000	48,106,594	100.80%
Ⅱ　経常費用			
1　事業費	44,451,000	42,009,514	
(1)人件費	18,679,000	18,228,862	
①　職員給与手当等	8,282,000	8,225,310	
②　パート職員賃金等	8,470,000	8,276,745	
③　託児スタッフ賃金	124,000	81,400	
④　法定福利費	1,420,000	1,354,818	
⑤　福利厚生費	113,000	55,489	
⑥　通勤費	270,000	235,100	
(2)その他経費	25,772,000	23,780,652	
①　講師謝礼	3,780,000	3,695,860	
②　講座事業委託料	120,000	120,000	
③　有償ボランティア謝礼	11,000	0	
④　市民活動講師謝礼	290,000	235,000	
⑤　サークル支援事業費	75,000	61,967	
⑥　旅費交通費	10,000	2,595	
⑦　通信運搬費	320,000	303,952	
⑧　消耗品費	479,000	478,660	
⑨　会議費	30,000	28,183	

		⑩ 委託料	5,329,000	5,328,180	
		⑪ 修繕費	19,000	13,200	
		⑫ 印刷製本費	1,000	0	
		⑬ 光熱水費	10,700,000	8,933,555	
		⑭ 賃借料	1,385,000	1,384,680	
		⑮ 損害保険料	154,000	153,100	
		⑯ 支払手数料	200,000	173,844	
		⑰ 租税公課	2,803,000	2,802,600	
		⑱ 備品購入費	56,000	55,276	
		⑲ 雑費	10,000	10,000	
	２ 管理費		6,001,000	5,717,421	
		(1)人件費	3,596,000	3,540,507	
		① 役員報酬	0	0	
		② 職員給与手当等	2,256,000	2,243,829	
		③ パート職員賃金等	949,000	935,075	
		④ 法定福利費	370,000	347,284	
		⑤ 福利厚生費	21,000	14,319	
		⑥ 通勤費	0	0	
		(2)その他経費	2,405,000	2,176,914	
		① 役員等旅費交通費	74,000	66,000	
		② 旅費交通費	5,000	3,053	
		③ 通信運搬費	225,000	188,024	
		④ 消耗品費	372,000	371,361	
		⑤ 委託料	1,036,000	1,035,320	
		⑥ 修繕費	278,000	185,460	
		⑦ 印刷製本費	1,000	0	
		⑧ 諸謝金	314,000	280,500	
		⑨ 損害保険料	6,000	5,400	
		⑩ 支払手数料	30,000	20,526	
		⑪ 租税公課	10,000	2,620	
		⑫ 使用料	14,000	13,650	
		⑬ 備品購入費	20,000	0	
		⑭ 雑費	20,000	5,000	
	３ 予備費		500,000	0	
		(1)予備費	500,000	0	
経常費用計			50,952,000	47,726,935	93.67%

※この表は、令和５年4月26日に指定管理者から教育委員会に提出された「令和４年度特

定非営利活動法人来未iwakura活動計算書」を記載したものである。

（４）指定管理料の支払状況（令和４年度）

	支　払　額	請　求　日	支　払　日
第１期	11,375,000円	令和４年４月７日	令和４年４月25日
第２期	11,375,000円	令和４年７月５日	令和４年７月25日
第３期	11,375,000円	令和４年10月４日	令和４年10月20日
第４期	11,375,000円	令和５年１月６日	令和５年１月25日
計	45,500,000 円		

（５）施設利用者数

（単位：人）

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
令和２年度	0	0	4,697	5,775	4,881	6,372	
令和３年度	6,195	5,683	6,048	6,850	5,981	5,320	
令和４年度	6,399	7,383	7,732	8,950	6,637	7,634	
増減(4-3)	204	1,700	1,684	2,100	656	2,314	
年度	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和２年度	7,023	7,006	5,934	4,971	5,658	6,364	58,681
令和３年度	7,257	7,008	6,625	6,202	5,932	6,642	75,743
令和４年度	8,164	7,933	7,314	7,521	7,494	7,589	90,750
増減(4-3)	907	925	689	1,319	1,562	947	15,007

※　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和２年度は令和２年４月１日から同年５月31日まで窓口業務を除き休館した。また、令和２年６月１日以降も、利用人数や開館時間の制限等を随時実施している。

【資料】

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成21年３月31日条例第２号

改正

平成21年９月30日条例第23号
平成25年３月28日条例第14号
平成31年３月27日条例第10号
令和元年９月30日条例第11号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２の規定に基づき、岩倉市生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　法第244条第１項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、センターを設置する。

（名称及び位置）

第３条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称　岩倉市生涯学習センター
(2) 位置　岩倉市本町神明西20番地

（利用時間）

第３条の２　センターの利用時間は、午前９時から午後９時30分までとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条の３　センターの休館日は、１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

（事業）

第４条　センターは、第２条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 生涯学習に係る講座等の開催に関すること。
(2) 生涯学習関係者の研修及び生涯学習指導者の養成に関すること。
(3) 生涯学習に係る調査研究及び情報の収集提供に関すること。
(4) 生涯学習の相談に関すること。
(5) 生涯学習の活動のため、施設の使用に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

（利用の許可）

第５条　センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
(2) センターの事業に支障があると認めたとき。

(3) センターの管理上支障があると認めたとき。

（許可の取消し等）

第７条　教育委員会は、第５条第１項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると認めたときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第８条　利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第１及び別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第９条　市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条　納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第11条　利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（設備の変更禁止）

第12条　利用者は、センターの施設に特別な設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第13条　利用者は、センターの施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第14条　利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第15条　教育委員会は、センターの管理及び運営を法第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者の指定の手続等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条　前条第１項の規定により指定管理者にセンターの管理及び運営を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第４条各号に掲げる事業に関する業務

(2) センターの利用の許可等に関する業務

(3) センターの施設、設備、備品等の維持管理に関する業務

(4) 第８条に規定する使用料の収納に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条　第15条第１項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理及び運営を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスを行うこと。
(3) 利用者等に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
(4) センターの施設、設備、備品等の保全を適切に行うこと。
(5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

（読替規定）

第18条　第15条第１項の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合にあっては、第３条の２ただし書中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」と、第３条の３ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて」と、第５条から第７条まで及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（規則への委任）

第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月28日条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成31年３月27日条例第10号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月30日条例第11号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

２　この条例（第６条（照明設備１面に係る部分に限る。）、第７条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。

別表第１（第８条関係）

利用時間 ＼ 利用区分	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
会議室（１）	円 730	円 830	円 830	円 2,390
会議室（２）	730	830	830	2,390
会議室（３）	520	620	620	1,760
会議室（４）	620	730	730	2,080
研修室（１）	1,780	1,990	1,990	5,760

研修室（２）	1,360	1,570	1,570	4,500
料理室	1,360	1,460	1,460	4,280
工芸室	1,360	1,460	1,460	4,280
和室	620	730	730	2,080
スタジオ（１）	2,400	2,720	2,720	7,840
スタジオ（２）	940	1,040	1,040	3,020
スタジオ（３）	410	410	410	1,230

備考

１　商業的な宣伝等に使用する場合　100パーセント増

２　商業的な直接収益を伴う用途に使用する場合　200パーセント増

３　市外利用者の場合　100パーセント増

別表第２（第８条関係）

附　属　設　備	単 位	使用料（１回当たり）
グランドピアノ	１台	円 1,040
電子ピアノ又はアップライトピアノ	１台	520
音響設備	１式	200
アンプ	１台	200
ドラムセット	１組	520
録音設備	１式	200
プロジェクター	１台	310
反響板	１式	520
簡易ステージ	１式	520
保管庫	１箇所	1,040※
コピー機	１面	10

※　１か月当たりの使用料とする。

岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則

平成21年９月30日教委規則第11号

改正

平成25年６月20日教育委員会規則第５号

平成31年３月29日教育委員会規則第３号

令和３年３月30日教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第２号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、岩倉市生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第２条及び第３条　削除

（利用許可の申請等）

第４条　条例第５条第１項の規定により利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の３月前の初日から利用日の３日前までの間に、岩倉市生涯学習センター利用許可申請書（様式第１）を岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　教育委員会は、前項の規定により申請を受理したときは、その目的、内容等を速やかに審査し、岩倉市生涯学習センター利用許可・却下書（様式第２）を申請者に交付するものとする。

（利用の変更）

第５条　前条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、利用日の３日前までに岩倉市生涯学習センター利用変更許可申請書（様式第３）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の申請を受理した場合は、その変更内容を審査し、直ちに岩倉市生涯学習センター利用変更許可・却下書（様式第４）を申請者に交付するものとする。

（許可の取消し等）

第６条　利用者が利用の取消しをしようとするときは、岩倉市生涯学習センター利用許可取消届（様式第５）を教育委員会に提出しなければならない。

（減免の申請）

第７条　使用料の減免を受けようとするものは、岩倉市生涯学習センター使用料減免申請書（様式第６）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事項については、市長が別に定める。

(1) 年間を通じて定例的に社会教育活動を行う団体（以下「社会教育関係団体」という。）が利用するとき。

(2) センターを定例的に利用して教育、文化及びレクリエーションの学習活動を行う団体（以下「生涯学習サークル」という。）が利用するとき。

２　市長は、使用料の減免を承認又は却下したときは、岩倉市生涯学習センター使用料減免承認・却下書（様式第７）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第８条　条例第９条の規定による使用料の減免は、別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第９条　条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、岩倉市生涯学習センター使用料還付通知書（様式第８）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた者は、岩倉市生涯学習センター使用料還付請求書（様式

第９）により還付を受けることができる。

（利用者の遵守事項）

第10条　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員を超えて入場させないこと。

(2) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第11条　センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(2) センター内を不潔にしないこと。

(3) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り）

第12条　教育委員会は、センターの管理上必要があると認めたときは、利用者に対し、センターの利用に関する指示を与え、又は利用中に職員を立ち入らせ利用の状況を調査させることができる。

（損傷又は滅失の届出）

第13条　利用者又は入館者は、センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに岩倉市生涯学習センター施設等損傷・滅失届（様式第10）を教育委員会に提出しなければならない。

（読替規定）

第14条　条例第15条第１項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、第４条第１項中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、同項ただし書及び同条第２項、第５条、第６条、第12条並びに第13条中「教育委員会」とあり、並びに様式第１から様式第５まで及び様式第10中「岩倉市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年１月１日から施行する。ただし、第４条から第９条までの規定は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成25年６月20日教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月29日教委規則第３号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月30日教委規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

使用料減免基準		率
1	市又は教育委員会が主催、共催又は主管する行事等に利用する場合	100パーセント
2	指定管理者に管理の業務を行わせている場合において、当該指定管理者が条例第２条に定める目的を達成するために必要な範囲で使用する場合	100パーセント

３	社会教育関係団体が利用する場合	50パーセント
４	生涯学習サークルが利用する場合	50パーセント
５	その他市長が公益上必要があると認める団体等が利用する場合	50パーセント

備考　３、４及び５の減免（保管庫を除く。）については、１月に４回までとする。

様式第１～様式第10　略